

## 参考資料

- 1 いわき市の概況
- 2 市環境基本条例
- 3 計画策定の検討体制
- 4 計画策定の検討経過
- 5 市民意見（パブリックコメント）等の概要
- 6 用語集

## I いわき市の概況

### (1) 位置・面積

#### ア 位置

福島県の東南端、東北地方と関東地方との接点に位置し、東は約60kmの海岸線で太平洋に面しており、西は阿武隈高地を介して県の中央部に接しています。

本市の北側から地図上反時計回りに、広野町、檜葉町、川内村、田村市、小野町、平田村、古殿町、鮫川村及び茨城県北茨城市の各自治体と隣接しています。

(いわき市役所の位置：北緯37° 02' 51" 東経140° 53' 29" )

#### イ 面積

東西に39.0km、南北に51.5km、面積は1,232.02km<sup>2</sup>に及ぶ広大な市域を有しています(令和2年1月1日現在)。

### (2) 自然の営み

#### ア 地形・地質

西部の山地と東部の丘陵地・低地に大別され、山地は最高海拔965mの矢大臣山をはじめとして、平均700m前後の山々が連なっています。これらの山々は、6,500万年前に形成されたとみられる深成岩と、それよりも古い時代の岩石から成る変成岩とで成り立っており、その多くは、風化作用を受けて、なだらかな地形となっています。

東部の大部分を占める丘陵地や低地は、標高200m以下となっています。丘陵地は、砂岩や礫岩、泥岩などの堆積岩類から成り立っており、多くの動植物の化石が発掘されています。丘陵地の裾野や河川沿いの微高地には、山が浸食され、川が運んできた砂礫が溜まっているところがあり、他の低地に比べて地盤が安定しているため、昔から居住地や田畑として利用されています。

段丘を含む低地は、砂や礫の堆積物で成り立っています。海岸に近い地域では、河川の下流部に沖積平野や三角州が形成されており、堆積物は最大で約70mの厚さに達しており、軟弱な地盤となっています。

阿武隈高地から市域を貫流し、太平洋に至る夏井川や鮫川などの河川は、川床勾配が大きく急流を作っており、とりわけ、東縁部では隆起量が大きいため、三森溪谷や夏井川溪谷、四時川溪谷などの深い谷を形成しています。これらの溪谷では、四季折々の景観を楽しむことができ、夏井川溪谷は夏井川溪谷県立自然公園に、四時川溪谷は勿来県立自然公園に指定されています。

海岸線は延長約60kmに及び、砂浜と礫が交互に現れる景観は変化に富むもので、小名浜港を除きすべて磐城海岸県立自然公園及び勿来県立自然公園に指定され、薄磯や勿来などの浜は、東日本大震災以前は関東から東北にかけて有数の海水浴場として、市内だけでなく、県内外からの観光客に親しまれていました。

イ 水系・流域

二級河川が11水系64河川、準用河川が8水系30河川、普通河川が18水系228河川の計22水系322河川があり（水系数は重複）、市域内総延長は約968kmに及びます。

夏井川、鮫川及び木戸川の各水系は、市域外にも流域を持っており、夏井川水系は田村市、小野町及び平田村を、鮫川水系は古殿町、埴町、鮫川村及び茨城県北茨城市を、木戸川水系は檜葉町、広野町及び川内村を、それぞれの流域に含んでいます。夏井川及び鮫川の各水系については、本市が下流部に、木戸川水系については本市が上流部に位置しています。

夏井川、鮫川などの大きな河川の流域においては、市街化の進展や宅地造成などの大規模な地形改変により、森林面積の減少や汚濁負荷発生源の増加が進んでいます。特に、夏井川流域は、面積が大きく、河川の水量も豊富ですが、上流域まで土地利用が進んでいるため、流域内の汚濁負荷が増大しています。

また、藤原川流域や仁井田川・大久川流域は、面積が小さく、河川流量が少ないため、今後、大規模な地形改変などにより、汚濁負荷の影響が大きくなることが考えられます。

ウ 気候

太平洋の影響を受けて温暖で、年平均気温の平年値は約13℃、また、積雪は年1～2度見られる程度で、年降水量の平年値は約1,400mm、年間の日照時間も2,000時間を超え、県内で最も過ごしやすい地域となっています。

【気象データ（小名浜）】

要素	平年値	最高（最大）	最低（最小）
年平均気温 （℃）	13.4(*1)	14.7(*2) (2018年)	11.1(*2) (1945年)
年降水量 (mm)	1,408.9(*1)	1989.5(*2) (2006年)	813.0(*2) (1984年)
年日照時間 (時間)	2,042.5(*1)	2,366.1(*2) (1939年)	1,683.8(*2) (1998年)
日最高・最低気温 (℃)	—	37.7(*3) (1994年8月3日)	-10.7(*3) (1952年2月5日)
日降水量 (mm)	—	227.2(*3) (1966年6月28日)	—

※ 統計期間：(\*1)1981年～2010年、(\*2)1910年～2020年、(\*3)1910年5月～2020年5月

出典：気象庁ホームページ

## エ 自然現象

地震や集中豪雨、崖崩れ・地滑りなどの自然現象は、私たちの生命や財産、社会的基盤及び生態系などを脅かす危険な災害である一方で、地盤の変動や浸食により、現在の本市の地形や河川の流れ、歴史・文化を形成してきたという一面も持っており、自然環境の一つであると言えます。

地震の大きなものでは、1926（昭和元）年以降、計23回「震度5弱」が観測されています。1938（昭和13）年は大きな地震が頻発し、5月に茨城県沖を震源とし、また11月には塩屋崎沖を震源とする「震度5弱」の地震が余震も含め計4回観測されています。計測震度計による観測開始（平成8年）以降では、2011（平成23）年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」、同4月11日及び12日には、ともに「震度6弱」の揺れを観測し、同年9月までに「震度5弱」の地震が計12回観測されています。

台風や低気圧による崖崩れや地滑りなどをともなう風水害は、近年では、毎年複数回発生しています。災害救助法が適用された風水害としては、1986（昭和61）年8月の台風10号、1989（平成元）年8月の台風13号、1993（平成5）年11月の大雨及び2019（令和元）年10月の台風19号が記録されています。急傾斜地の崩壊や地滑りは、好間、内郷及び常磐から小名浜にかけての丘陵地に集中しており、また、土石流についても、河川上流域において危険渓流が指定されており、それぞれ対策が講じられています。

## (3) 人の営み

### ア 沿革

1962（昭和37）年、新産業都市建設促進法の施行に伴い、常磐地方の市町村が合併して新産業都市を建設するため、1964（昭和39）年に常磐・郡山地区として指定を受け、1966（昭和41）年10月1日に5市4町5村が合併し、「いわき市」が誕生しました。

1999（平成11）年には、中核市に移行しています。

### イ 歴史・文化

2020（令和2）年5月1日現在、指定文化財として国指定が25件、県指定が63件、市指定が195件指定されています。そのうち、自然環境と一体をなしている史跡名勝天然記念物や文化的な景観については、史跡（・名勝）が23件、天然記念物が38件指定されています。

史跡は、国指定が「甲塚古墳」、「白水阿弥陀堂境域」、「中田横穴」及び「根岸官衙遺跡群」の4件、県指定が「専称寺境域」の史跡・名勝を含む4件、市指定が15件となっています。

天然記念物は、国指定が「中釜戸のシダレモミジ」、「賢沼ウナギ生息地」、「照島ウ生息地」、「沢尻の大ヒノキ（サワラ）」の4件、県指定が「上平窪のシイノキ群」、「石森のカリン」など8件、市指定が26件となっています。

また、古生代から新生代にかけての地層の一部からは、三葉虫や昆虫、恐竜、爬虫類、魚類、哺乳類など、さまざまな種類の化石が数多く発見されており、その中には、「フタバズキリュウ」や「いわきくじら」など学術的にも価値が高い化石も含まれています。

ウ 人口

2020（令和2）年10月1日現在、人口は337,199人で福島県全体の約18%を占め、東北地方では仙台市、郡山市に次ぐ人口となっています。世帯数は144,109世帯、人口密度は274人/k㎡となっています。

人口の年齢別割合は、2000（平成12）年10月1日現在、15歳未満が15.9%、65歳以上が19.6%であったのに対し、2015（平成27）年10月1日現在、それぞれ12.1%、28.1%となっており、少子高齢化が進んでいます。人口は、1999（平成11）年1月の362,140人をピークに減少に転じています。2015（平成27）年は、東日本大震災以降初めて国勢調査を実施し、双葉郡等からの避難者等の数が含まれるようになったことから、急激に増加しているものの、近年では毎年約2,000人減少しています。一方、世帯数は、毎年約600世帯増加しており、核家族化が進行している状況を示しています。

また、市の人口の81.5%が市街化区域（2019（令和元）年10月1日現在）に集中しており、中山間地域の人口は大きく減少しています。

【人口・世帯数・人口密度（各年10月1日現在）】

区 分	平成12年	平成22年	平成27年	令和2年	増減率 (平成12年→ 令和2年)
人口（人）	360,138	354,492	350,237	337,199	-6.4%
15歳未満（%）	15.9	13.7	12.1	-	-
15～64歳（%）	64.4	61.0	58.5	-	-
65歳以上（%）	19.6	25.0	28.1	-	-
世帯数（世帯）	123,864	128,722	141,069	144,109	+16.3%
人口密度（人/k㎡）	293	278	284	274	-6.2%

出典：「市統計書」、「いわき市の人口」

エ 土地利用

2019（令和元）年度における土地利用の状況は、地目別にみると山林が最も多く市域の70.0%を占めています。1998（平成10）年度の状況と比較すると、主に牧場・原野及びその他が減少し、宅地及び雑種地を中心に増加しています。

都市計画区域は、376.17km<sup>2</sup>となっており、市域面積の30.5%を占めています。その内訳は、市街化区域が101.01km<sup>2</sup>（8.2%）、市街化調整区域が275.16km<sup>2</sup>（22.3%）となっています。

【土地利用状況】

地目	平成10年度 (km <sup>2</sup> (%))	令和元年度 (km <sup>2</sup> (%))	増減率 (%)
田	73.283 ( 6.0)	72.613 ( 5.9)	-0.9
畑	44.375 ( 3.6)	41.704 ( 3.4)	-6.0
宅地	67.648 ( 5.5)	78.667 ( 6.4)	+16.3
鉱泉池・池沼	0.670 ( 0.1)	0.707 ( 0.1)	+5.5
山林	796.897 (64.7)	862.151 (70.0)	+8.2
牧場・原野	59.175 ( 4.8)	45.260 ( 3.7)	-23.5
雑種地	28.516 ( 2.3)	43.378 ( 3.5)	+52.1
その他	160.565 (13.0)	87.540 ( 7.1)	-45.5
計	1,231.130 (100.0)	1,232.02 (100.0)	0.0

出典：「市統計書」

【都市計画区域面積（令和元年9月現在）】

区分		面積 (km <sup>2</sup> )	割合 (%)
行政区域		1,232.02	100.0
	都市計画区域	376.17	30.5
	市街化区域	101.01	8.2
	住居系地域	63.44	5.1
	工業系地域	32.26	2.6
	商業系地域	5.31	0.4
	市街化調整区域	275.16	22.3

出典：市都市計画課

オ 産業

就業者数は、2015（平成27）年時点で160,151人となっており、2010（平成22）年と比較して4.1%増加しています。内訳としては、第1次産業で14.6%減少、第2次産業で6.3%増加、第3次産業で2.5%増加しています。

経営耕地は5,323haとなっており、市域の4.3%を占めています。

製造業については、事業者数が1986（昭和61）年をピークに、従業者数が1991（平成3）年をピークに減少傾向にあります。製造品出荷額等は、1995（平成7）年に東北第一位となり、1996（平成8）年に1兆円を超え、以降、堅調に推移していましたが、リーマンショック及び東日本大震災により大きく落ち込みました。2017（平成29）年の製造品出荷額等は約9,500億円であり、製造品出荷額等ベースの業種割合は、「化学」が最も多く20.3%、以下「情報」17.0%、「輸送」8.4%となっています。広域都市である本市には、現在15の工業団地が整備されています。このほか、小名浜から勿来にかけての臨海部には、大規模な工場が立地していますが、これらは、かつての新産業都市「常磐・郡山地区」の中核を成してきました。

【産業別就業者数】

区分	平成22年（人）	平成27年（人）	増減率（%）
総数	153,886	160,151	+4.1
第1次産業	4,736	4,044	-14.6
農業・林業	4,132	3,661	-11.4
漁業	604	383	-36.6
第2次産業	46,002	48,912	+6.3
鉱業	122	113	-7.4
建設業	15,658	20,747	+32.5
製造業	30,222	28,052	-7.2
第3次産業	96,852	99,301	+2.5
電気・ガス・熱供給・水道業	1,340	2,232	+66.6
情報通信業	1,655	1,564	-5.5
運輸郵便業	8,467	7,817	-7.7
卸売業、小売業	23,742	21,964	-7.5
金融業、保険業	3,001	2,733	-8.9
不動産業、物品賃貸業	1,709	2,086	+22.1
学術研究、専門・技術サービス業	3,706	4,687	+26.5
宿泊業、飲食サービス業	9,016	8,177	-9.3
生活関連サービス業、娯楽業	6,973	6,321	-9.4
教育、学習支援業	6,519	6,427	-1.4
医療、福祉	17,802	19,421	+9.1
複合サービス事業	901	1,039	+15.3
サービス業(他に分類されないもの)	8,752	10,967	+25.3
公務(他に分類されるものを除く)	3,269	3,866	+18.3
分類不能	6,296	7,894	+25.4

出典：「市統計書」

【経営耕地面積】

区分	平成22年 (a)	平成27年 (a)	増減率 (%)
総面積	620,965	532,338	-14.3
田	479,781	434,078	-9.5
畑	133,091	92,308	-30.6
樹園地	8,093	5,952	-26.5

出典：「市統計書」

【林野面積】

区分	平成26年度 (ha)	平成30年度 (ha)	増減率 (%)
総面積	89,057	88,744	-0.4
国有林	30,716	30,705	0.0
民有林	58,341	58,039	-0.5

出典：「福島県森林・林業統計書」

【民営製造業事業者数・民営従業者数・製造品出荷額等】

区分	平成24年2月	平成28年6月	増減率 (%)
民営事業所数 (社)	1,135	1,094	-3.6
民営従業者数 (人)	26,684	25,303	-5.2
製造品出荷額等 (万円)	83,291,868	91,438,718	+9.8

※製造製品出荷額は、各年12月31日の値

出典：「市統計書」

カ 交通

いわき市内には、高速自動車国道が2路線、一般国道が5路線、県道が42路線、市道が8,854路線あります(2019(平成31)年4月1日現在)。このうち、高速自動車国道は、東京と仙台を結ぶ常磐自動車道、いわきと新潟を結ぶ東北横断自動車道いわき新潟線(磐越自動車道)が開通し、一つのジャンクションと五つのインターチェンジがあります。常磐自動車道は、2015(平成27)年3月1日に全線開通しました。

市内の鉄道は、JR常磐線、JR磐越東線、貨物のみを扱う福島臨海鉄道があり、JRの旅客駅は、常磐線と磐越東線あわせて14駅あります。

市内の路線バスは、130系統(2020(令和2)年9月30日現在)が運行されており、高速バスについても18系統が運行されています。この他にも、乗合タクシーが運行されています。

福島空港がいわき中央ICから車で約60kmの距離にあり、札幌(新千歳空港)、大阪(伊丹空港)などへの空路が運行されています。

港湾は、九つの港が整備されています。その中でも小名浜港は重要港湾に指定され、外貿コンテナ航路や内航フィーダー航路により、ワールドワイドな輸出入が可能な国際貿易港として港勢を増してきています。また、2011(平成23)年5月には、国際バルク戦略港湾(石炭部門)の指定を受け、国際物流ターミナルの整備が進められています。さらには、2013(平成25)年12月には、特定貨物輸入拠点港湾(石炭)に指定され、港湾施設の整備や港湾の効果的な利用が図られることとなります。

## 2 市環境基本条例

平成9年3月31日  
いわき市条例第4号

改正 平成12年8月25日いわき市条例第89号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第6条）

#### 第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等（第7条—第9条）

#### 第3章 環境の保全のための基本的施策（第10条—第22条）

#### 第4章 環境審議会（第23条—第29条）

#### 附則

わたしたちのふるさと「いわき」は、広大な市域面積を有し、西に阿武隈高地、そこに源を發するいくつもの河川、東に太平洋、白砂青松の海岸線など、豊かで多様な自然資源に恵まれている。わたしたちは、これらの自然の恵みの中で生活を営み、それぞれの地域の特性に応じた伝統や文化を育ててきた。

しかしながら、近年の都市化の進展、市民の生活様式の変化等に伴い、生活の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型や生活型の公害などの問題が顕在化してきており、さらに、わたしたち一人ひとりの営みが直接又は間接に地球環境に影響を与えるまでに拡大してきていることから、新たな対応が求められている。

健全で恵み豊かな環境の下に健康で文化的な生活を営むことは、市民の権利であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に引き継いでいかなければならない。

わたしたちは、環境に限られた資源であることを深く認識し、市、事業者及び市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然とが健全に共生できるふるさと「いわき」の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

##### （基本理念）

第3条 環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保するとともに、これを将来の世代に継承できるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全は、本市の多様な自然環境において、それぞれの地域特性に配慮し、人と自然と

が健全に共生できるように適切に行われなければならない。

- 3 環境の保全は、資源の適正な管理及び循環的な利用の推進等により環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的な発展が可能な社会を構築することを旨として、市、事業者及び市民の適正な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接な関係にあることを考慮し、あらゆる活動において地球環境保全が図られるように積極的に行われなければならない。

**(市の責務)**

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(事業者の責務)**

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

**(市民の責務)**

第6条 市民は、基本理念にのっとり、自ら環境についての理解を深め、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自主的かつ積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

**第2章 環境の保全に関する施策の基本指針等**

**(施策の基本指針)**

第7条 市は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全されること。
- (3) 豊かな緑及び清らかな水に恵まれた生活環境の確保、地域の特性が活かされた良好な景観の形成並びに歴史的又は文化的遺産の保全が図られること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進することにより、環境への負荷の低減が図られること。

**(環境基本計画)**

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、いわき市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、いわき市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

**(年次報告書)**

第9条 市長は、環境基本計画に基づき実施された施策の実施状況を明らかにするため、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

**第3章 環境の保全のための基本的施策**

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

第10条 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

**(規制の措置)**

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

**(誘導的措置)**

第12条 市は、事業者又は市民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全のための適切な措置をとるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(環境の保全に関する施設の整備の推進)**

第13条 市は、下水道等の環境への負荷の低減のための施設及び公園、緑地等の快適な生活環境の確保のための施設の整備を推進するものとする。

**(資源の循環的な利用等の推進)**

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び適正処理等に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(恵まれた生活環境の確保等)**

第15条 市は、生物の多様性等の確保に配慮しつつ、快適かつ良好な生活環境を確保するため、森林及び緑地並びに水環境の維持及び形成に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(良好な景観の形成等)**

第16条 市は、地域の特性が生かされた快適な生活環境を確保するため、良好な景観の形成及び歴史的又は文化的遺産の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

**(環境の保全に関する教育及び学習の振興等)**

第17条 市は、関係機関等と協力して、事業者及び市民が環境の保全についての理解を深めるとともにその自発的な環境の保全に関する活動を促進するため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

**(民間団体等の自発的な活動の促進)**

第18条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

**(情報の提供)**

第19条 市は、第17条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進を図るため、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

**(調査の実施等)**

第20条 市は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、及び監視、測定等の体制の整備を図るよう努めるとともに、国、他の地方公共団体、民間の調査研究機関等と連携し、環境の保全に関する情報の収集等に努めるものとする。

**(国及び他の地方公共団体との協力)**

第21条 市は、環境の保全に関する施策であって、広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

**(地球環境保全に関する国際協力の推進)**

第22条 市は、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

**第4章 環境審議会**

**(設置)**

第23条 環境の保全に関して、基本的事項を調査審議する等のため、いわき市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

**(所掌事務)**

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的な事項

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

**(組織)**

第25条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

**(会長及び副会長)**

第26条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

**(会議)**

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

**(部会)**

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

**(委任)**

第29条 第23条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

**(いわき市環境審議会条例の廃止)**

2 いわき市環境審議会条例（平成7年いわき市条例第4号）は、廃止する。

**(経過措置)**

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前のいわき市環境審議会条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱又は任命された委員である者は、第25条第2項の規定により委嘱又は任命された委員とみなす。

4 前項の委員の任期は、旧条例第3条第2項の規定により委嘱又は任命された日から起算する。

**附 則（平成12年8月25日いわき市条例第89号）**

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

### 3 計画策定の検討体制

#### (1) 市環境審議会

市環境審議会、市環境基本条例第23条に基づき、環境基本計画に関することや、その他環境の保全に関する基本的な事項について調査審議するために設置された市長の諮問機関です。学識経験者、各種団体の代表者、関係行政機関の職員及びその他市長が必要と認めるものから構成されています。

第12期 委嘱期間 平成29年11月1日から令和元年10月31日まで

氏名	所属	選出区分	備考
石井 多津子	福島さくら農業協同組合	各種団体の代表者	
江尻 陽子	いわき市小・中学校長会 連絡協議会	関係行政機関の職員	平成31年3月31日まで 武藤 忠晴
小野 双葉	いわき地域学会	各種団体の代表者	
折笠 強	いわき市行政嘱託員（区長） 連合協議会	各種団体の代表者	
影山 晴康	いわき商工会議所	各種団体の代表者	
櫛田 正行	福島県植物研究会	各種団体の代表者	
鯨岡 節子	いわき市地域婦人会連絡協議会	各種団体の代表者	
坂田 勝彦	東日本国際大学	学識経験者	
佐藤 烈	公募委員	市長が必要と認める者	
佐藤 雅子	夏井川流域住民による 川づくり連絡会	各種団体の代表者	
鈴木 秀幸	元いわき市職員 (元生活環境部長)	学識経験者	
○ 武田 憲子	生活協同組合パルシステム福島	各種団体の代表者	
◎ 原田 正光	福島工業高等専門学校	学識経験者	
平川 英人	いわき地域環境科学会	各種団体の代表者	
星 篤雄	元いわき市放射線量低減 アドバイザー	学識経験者	
山崎 勝弘	医療創生大学	学識経験者	
吉田 正明	公募委員	市長が必要と認める者	

◎：会長 ○：副会長

(五十音順、敬称略)

第13期 委嘱期間 令和元年11月1日から令和3年10月31日まで

氏名	所属	選出区分	備考
秋葉 米造	いわき市行政嘱託員（区長） 連合協議会	各種団体の代表者	令和2年3月31日まで 折笠 強
石井 多津子	福島さくら農業協同組合	各種団体の代表者	
江尻 陽子	いわき市小・中学校長会 連絡協議会	関係行政機関の職員	
小野 双葉	いわき地域学会	各種団体の代表者	
影山 晴康	いわき商工会議所	各種団体の代表者	
櫛田 正行	福島県植物研究会	各種団体の代表者	
鯨岡 節子	いわき市地域婦人会連絡協議会	各種団体の代表者	
坂田 勝彦	東日本国際大学	学識経験者	
佐藤 雅子	夏井川流域住民による 川づくり連絡会	各種団体の代表者	
志賀 俊仁	公募委員	市長が必要と認める者	
鈴木 秀幸	元いわき市職員 （元生活環境部長）	学識経験者	
鈴木 政邦	公募委員	市長が必要と認める者	
○ 武田 憲子	生活協同組合パルシステム福島	各種団体の代表者	
奈良 武司	医療創生大学	学識経験者	
◎ 原田 正光	福島工業高等専門学校	学識経験者	
平川 英人	いわき地域環境科学会	各種団体の代表者	
星 篤雄	元いわき市放射線量低減 アドバイザー	学識経験者	

◎：会長

○：副会長

（五十音順、敬称略）

(2) 市環境調整会議

市環境調整会議は、市環境調整会議設置要綱第1条に基づき、環境基本計画の総合的かつ効果的な推進を図るために設置された庁内組織です。環境調整会議の下部組織として、連絡調整や調査・研究などを行う幹事会及び研究会があります。

会議名	職名	構成員
環境調整会議	委員長	副市長（生活環境部担任）
	副委員長	副市長（生活環境部担任以外）
	委員	総合政策部長、危機管理監、総務部長、財政部長、特定政策推進監、市民協働部長、生活環境部長、保健福祉部長、こどもみらい部長、農林水産部長、産業振興部長、土木部長、都市建設部長、教育部長、消防長、水道局長、医療センター事務局長
環境調整会議 幹事会	議長	生活環境部長
	委員	総合政策部政策企画課長、総務部総務課長、財政部財政課長、文化スポーツ室文化振興課長、市民協働部地域振興課長、生活環境部環境企画課長、保健福祉部保健福祉課長、こどもみらい部こどもみらい課長、農林水産部農業振興課長、産業振興部産業創出課長、土木部土木課長、都市建設部都市計画課長、教育委員会事務局教育政策課長、消防本部総務課長、水道局総務課長、医療センター事務局経営企画課長
環境調整会議 研究会	議長	生活環境部環境企画課長
	委員	生活環境部環境企画課（4名）、環境監視センター（1名）、ごみ減量推進課（2名）、清掃管理事務所（1名）、廃棄物対策課（2名）、除染対策課（2名）、生活排水対策室経営企画課（1名）、下水道事業課（1名）

※事務局は、いずれも生活環境部環境企画課

#### 4 計画策定の検討経過

年月日	内容
令和元年5月31日	令和元年度 第1回 環境調整会議研究会
令和元年7月1日	令和元年度 第1回 環境調整会議幹事会
令和元年7月9日	令和元年度 第1回 環境審議会
令和元年8月5日 (8月31日まで)	環境に関する市民・事業者アンケート
令和元年10月11日	令和元年度 第2回 環境審議会
令和元年11月28日	令和元年度 第3回 環境審議会
令和元年12月12日 (1月10日まで)	環境関連団体等ヒアリング
令和元年12月27日	令和元年度 第2回 環境調整会議研究会
令和2年2月6日	令和元年度 第2回 環境調整会議幹事会
令和2年3月25日	令和元年度 第4回 環境審議会
令和2年6月25日	令和2年度 第1回 環境調整会議幹事会
令和2年7月3日	令和2年度 第1回 環境審議会 「市環境基本計画（第三次）」の諮問
令和2年9月30日	令和2年度 第2回 環境審議会
令和2年11月26日	令和2年度 第2回 環境調整会議幹事会
令和2年12月18日	令和2年度 第1回 環境調整会議
令和2年12月21日	令和2年度 第3回 環境審議会
令和3年1月7日 (1月21日まで)	市民意見募集（パブリックコメント）
令和3年2月5日	令和2年度 第3回 環境調整会議幹事会
令和3年2月5日	令和2年度 第4回 環境審議会
令和3年2月9日	「市環境基本計画（第三次）」の答申
令和3年2月12日	令和2年度 第2回 環境調整会議
令和3年2月15日	市民意見募集（パブリックコメント）結果の公表

## 5 市民意見（パブリックコメント）等の概要

### (1) 市民アンケート・事業者アンケートの実施概要

#### ア 目的

市環境基本計画の策定にあたり、市が実施してきた施策に対する市民及び事業者の満足度や環境に関連する事項に対する認識度及び今後優先して実施すべき施策についての意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。

#### イ 実施期間

2019（令和元）年8月5日から2019（令和元）年8月31日まで（27日間）

#### ウ 調査対象及び調査項目数等

	調査対象			調査項目数
	対象者数	回答者数	回収率	
市民アンケート	3,000 人	1,054 人	35.1 %	29 項目
事業者アンケート	500 社	135 社	27.0 %	31 項目
計	3,500 件	1,189 件	34.0 %	—

### (2) 環境関連団体ヒアリング

#### ア 目的

市環境基本計画の策定にあたり、経済活動の大きな部分を占める事業者や、環境保全に大きな役割を果たしている民間団体による効果的な取組とともに、新たな取組を展開する上で課題等を把握するため、市内環境関連団体等を対象にヒアリングを実施しました。

#### イ 実施日及び調査対象

年月日	調査対象
令和元年12月12日	(株)鹿島ショッピングセンター
令和元年12月13日	パワー技研(株)
令和元年12月16日	第一三共ケミカルファーマ(株)
令和元年12月17日	東洋学園 児童部・成人部
令和元年12月18日	メルテックいわき(株)
令和元年12月19日	NPO法人いわき環境研究室
令和元年12月19日	山木工業(株)
令和元年12月24日	アルプスアルパイン(株)
令和元年12月26日	福島県環境創造センター
令和2年1月9日	東洋システム(株)
令和2年1月10日	福島さくら農業協同組合いわき地区本部

(3) 市民意見募集（パブリックコメント）

ア 意見募集期間

2021（令和3）年1月7日から2021（令和3）年1月21日まで【15日間】

イ 公開方法

- ・環境企画課（市役所本庁舎6階）における資料提供
- ・市役所本庁舎1階市民ホール及び各支所情報公開コーナーへの資料の備付け
- ・市ホームページへの資料掲載

ウ 結果

（ア） 意見提出人数 2人（電子メール1名、FAX1名）

（イ） 意見提出件数 4件

（ウ） 施策反映意見 0件

エ 市民意見に対する市の考え方一覧

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
1	<p>南部の再生エネルギー拠点として、世界初とされる石炭火力発電の複合化「勿来 IGCC」（次世代クリーンエネルギー）、田人町旅人地区新設の「たびと中央ウィンドファーム」、環境再生拠点として「磐城高箸」、中部拠点として、「東洋システム」を核とした「いわきバッテリーバレー構想」による「スマートエネルギータウン」の実現、北部拠点として「小白井滝根ウィンドファーム」による「風力発電」による再生エネルギー事業展開、小中学校にて「防災・環境教育」ツアーを総合学習の時間を活用して実施、南部・中部・北部各地区での「再生産業拠点」を築き、「暮らしやすさ」による都市再生を図るべきだと思えます。</p>	<p>ご意見について、本計画におきましても、地球温暖化対策や災害に強いまちづくりなどの観点から、再生可能エネルギー<sup>※</sup>や環境負荷の少ない次世代エネルギーの導入拡大を図り、循環を基調とした持続可能なまちづくりを行うことや、環境教育などの推進を図り、市民一人ひとりや事業者の環境等に対する理解と関心を深めることは重要なものと考えています。</p> <p>本計画につきましては、環境政策に関わる社会動向や、国及び県における環境政策の方向性などを踏まえ、本市が長期的かつ継続的に目指していく環境都市像「人と自然が共生するまち 循環都市いわき」の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための方向性を示すものでありますことから、いただいた貴重なご意見・ご提案につきましては、今後、具体的な事業展開を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
2	<p>近所のゴミ集積所でよくカラスがゴミを散らかしているのを見ます。ごみが散乱してとても見苦しくなります。どうにかならないものでしょうか。</p>	<p>本計画におきましては、P42「第3章第2節（3）まちの美化と不法投棄の防止」の中で、現状と課題として、散乱ごみのない、清潔で美しいまちづくりを進めるため、市民の自主的な美化活動を支援し、まちの美観向上を促進するとともに、「市ポイ捨て防止による美化推進条例※」の適切な運用を続ける必要があるとしており、P43「施策の展開」①まちの美化における施策の例・方向性として、利用者によるゴミ集積所の適正な管理を促進することを記載しています。</p> <p>なお、市内には、約10,000か所のごみの集積所が設置されており、ごみ収集後の清掃やカラス除けの防鳥ネットの設置など、集積所の管理は利用されている地域の皆様をお願いしていることから、引き続き、利用者の皆様が相互協力のもと管理に努めていただくとともに、本市としましても、管理方法の相談もお受けしながら、清潔で美しいまちづくりを推進して参ります。</p>
3	<p>ゴミのポイ捨てに関して、条例が何かで（罰則）規定などができないでしょうか。</p>	<p>本計画におきましては、P42「第3章第2節（3）まちの美化と不法投棄の防止」の中で、現状と課題として、散乱ごみのない、清潔で美しいまちづくりを進めるため、市民の自主的な美化活動を支援し、まちの美観向上を促進するとともに、「市ポイ捨て防止による美化推進条例※」の適切な運用を続ける必要があるとしており、P43「施策の展開」①まちの美化における施策の例・方向性として、クリーンピー応援隊※への支援などを通じて、美化活動の輪を広げるとともに、散乱ごみの防止などまちの美化を図り、ポイ捨てしない・させない環境づくりを推進することを記載しています。</p> <p>なお、市においては、「いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例※」を制定し、ポイ捨ての禁止に違反した者に対し、罰則規定などを設けておりますが、ポイ捨てを防止し、ポイ捨てしない、させない環境づくりを推進するなどの条例制定の趣旨について、一層の周知を図りながら、清潔で美しいまちづくりを推進して参ります。</p>

No.	市民意見の内容	意見に対する市の考え方
4	<p>放射線測定のモニタリングポストは、その数を減らした方が良いと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>モニタリングポストには、原子力発電所を監視するための「可搬型モニタリングポスト」と、子供が活動する場所の放射線量を把握するための「リアルタイム線量測定システム」の2種類が市内に設置されております。</p> <p>福島第一原発における廃炉作業の確実な安全対策のためには十分な空間線量モニタリングを実施することが重要であることから、本計画P61「第3章第4節（3）放射性物質への対応」の中で、「施策の展開」②空間放射線量モニタリングにおける施策の例・方向性として、実施者である国や県に対して十分な環境モニタリングの実施を継続して求めていくとしておりますが、いずれも設置者である国が市民の皆様の意見をよく聴いた上で、地域の実情を踏まえ丁寧に対応する必要があると考えておりますことから、いただいた御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

## 6 用語集

### あ

#### ISO14001

スイスに本部を置く民間の国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）が1996（平成8）年9月に発行した環境マネジメント規格。ISO 14001（環境マネジメントシステム規格）が認証登録制度となっており、この認証は、環境マネジメントシステムを経営システムの中に取り入れ、環境に配慮した経営を自主的に行っている証明になる。語源はギリシャ語で平等・標準を意味するisosである。

#### 愛知目標

戦略計画2011-2020で、2050（令和32）年までに「自然と共生する世界」を実現することをめざし、2020（令和2）年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標である。

#### アイドリングストップ

自動車が走行していない時にエンジンを停止させること。自動車の騒音防止のほか、燃料の節約や、排気ガスの削減が期待できる。

#### アジェンダ2030

2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）の後継として国連で定められた、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。MDGsの残された課題（例:保健、教育）や新たに顕在化した課題（例:環境、格差拡大）に対応すべく、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）が策定されている。

#### アレチウリ

特定外来生物の一つ。北アメリカ原産のウリ科の一年生草本で、生育速度が非常に速い。性植物で、長さ数十mになる。群生することが多く、果実には鋭い棘を密生する。1952（昭和27）年に静岡県清水港で確認された。アメリカやカナダからの輸入大豆に種子が混入し、豆腐屋を中心に拡大したといわれるが、近

年では全国の飼料畑や河川敷で多くみられる。

2006（平成18）年度の福島県調査により、本市において生育が確認されている。

### い

#### 硫黄酸化物

一酸化硫黄、二酸化硫黄などの硫黄の酸化物の総称。石油や石炭等の硫黄分を含む化石燃料を燃やしたときに発生する。大気汚染の原因物質として、人の呼吸器系に障害を与えたり、植物を枯らしたり、酸性雨の原因にもなる。

#### いきいき福島創造プラン

福島県が目指す将来の姿や、その実現に向けて取り組むべきことなどを明らかにした、2010（平成22）年～2014（平成26）年の5か年の県の総合計画。重点施策の1つに環境負荷の少ない低炭素・循環型社会への転換があり、環境に優しい安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入を掲げている。

#### 一般環境大気測定局

大気汚染防止法第22条の規定に基づき、住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を常時監視するため設置された測定局。

#### 一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の下では、地方自治体が収集・運搬・処分（再生含む）の責任を負う。発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

#### いわき市除染実施計画

放射性物質汚染対処特措法に基づき、汚染状況重点調査地域においては、除染等の措置等の実施に関して、市町村の長が除染実施計画を定めることとされているが、本市では、2011（平成23）年12月、「いわき市除染実施計画（第1版）」を策定し、その後、放射性物質汚染

対処特措法の全面施行や除染方法などの改訂、計画期間の延長などを行い、現行の「いわき市除染実施計画（第5版）」は2017（平成29）年3月に策定。

#### いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例

市、事業者、市民等及び土地所有者が一体となって、空き缶や吸い殻等をみだりに定められた場所以外に捨てる「ポイ捨て」を防止するとともに、美化活動を充実することにより、清潔で美しいまちづくりを推進し快適な生活環境を確保することを目的として、2000（平成12）年に制定された条例。

#### いわき市放射線量測定マップ

市内の空間線量の状況を把握するため、市が独自に公共施設や事業所など市内約2,000か所を測定し、その結果を市ホームページのいわきiマップにおいて公開。

#### いわき伝統野菜

いわき市において、昔から自家採種や株分けにより代々受け継がれてきた在来作物のこと。長い年月を経て、いわきの風土に馴染み、いわきに住む人々の衣食住を支えてきた。

#### いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動

毎年、春、秋の2回「環境美化運動期間」を設定し、市民一人ひとりが家族ぐるみ、地域ぐるみ、団体でこの運動に参加し、自らの手でまちをきれいにすることにより、環境美化に対するモラルの向上を図るために実施する運動（＝地区清掃）。

#### いわき市総合生活排水対策方針

汚水処理人口普及率の100%達成を目指し、公共下水道、地域汚水処理事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の整備の方向性等について総合的な視点から取りまとめたもので、2020（令和2）年度に策定し、2030（令和12）年度までに汚水処理人口普及率95.6%を目指すこととしている。

## う

#### ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房を適温に設定し、暖かい服装を着用す

る秋冬のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは暖房に頼りすぎず、暖かく効率的に働くことができる新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

2005（平成17）年に大きな話題を呼んだ「クールビズ」の冬版として、環境省によって提唱された。

## え

#### エコアクション21

中小事業者にとってISO14001の認証の取得は必ずしも容易ではないことから、幅広い事業者向けに環境省が普及を推進する簡易な環境マネジメントの方法。この方法を実践することにより、事業者自らが「環境への関わりに気づき、目標を持ち、行動する」ことができる。

#### エコツアー

ECOLOGY（エコロジー）とTOUR（ツアー）を合わせて作られた造語。エコツーリズムの考えに則って行われる旅行のこと。

#### エコツーリズム

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していく仕組み。観光客に地域の資源を伝えることによって、地域の住民も自分たちの資源の価値を再認識し、地域の観光のオリジナリティが高まり、活性化させるだけでなく、地域のこのような一連の取組によって地域社会そのものが活性化されていくと考えられている。

#### エコドライブ

大気汚染や騒音・振動などの自動車公害の防止や、資源・エネルギーの消費の抑制など、環境に配慮した自動車走行。

#### エコファーマー

堆肥等による土づくりと、化学肥料及び化学合成農薬の双方を、基準量より20%以上削減するという栽培方法の導入計画を作成し、県知事より認定を受けた農業者。

#### SDGs

2001（平成13）年に策定されたミレニア

ム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030（令和12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。

#### エネルギー基本計画

エネルギー政策基本法に基づき、国が策定する計画で、概ね3年に一度見直されている。現在の計画は、「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、エネルギー政策の基本的な方向性を示すものとして、2018（平成30）年7月に第5次版が策定された。

#### FSC認証

適切な森林管理が行われていることを認証する「森林管理の認証（FM認証）」と森林管理の認証を受けた森林からの木材・木材製品であることを認証する「加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）」の2種類の認証制度であり、NPOであるFSC（Forest Stewardship Council®：森林管理協議会）が運営する国際的な制度。

#### LED

発光ダイオード（Light Emitting Diode）をいい、電気を流すと発光する半導体の一種。エネルギー効率がが高く、寿命が長いことなどの特徴がある。電球型や直管型などが製品化されており、省エネルギーの照明器具として利用拡大が期待されている。

#### お

##### オオキンケイギク

特定外来生物の一つ。北アメリカ原産のキク科の多年生草本で、高さは0.3～0.7m程度である。開花期は5～7月で頭状花をつける。路傍、河川敷、線路際、海岸などに生育する。1880年頃、観賞用や緑化用に導入され、全国的に逸出している。また、強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落を作っており、在来生態系への影響が危惧されている。

平成18年度の福島県調査により、本市にお

いて生育が確認されている。

#### 汚水処理人口普及率

住民基本台帳人口のうち、公共下水道・農業集落排水施設・地域汚水処理施設の供用を開始している区域内の人口と合併処理浄化槽を利用している人口を合わせた割合であり、生活排水処理施設がどの程度普及しているかを示す全国統一的な基準。

#### 温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持ち、地球温暖化の原因ともなる大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスを温室効果ガスと呼ぶ。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素を削減対象の温室効果ガスとして定められている。

#### か

##### カーボンニュートラル

企業や家庭から出る二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温暖化ガスを減らし、森林による吸収分などと相殺して実質的な排出量をゼロにすること。

#### 化石燃料

石油、石炭、天然ガスなど地中に埋蔵されている再生産のできない有限性の燃料資源。石油はプランクトンなどが高圧によって変化したものの、石炭は数百万年以上前の植物が地中に埋没して炭化したもの、天然ガスは古代の動植物が土中に堆積して生成されたものというのが定説である。

化石燃料は、輸送や貯蔵が容易であることや大量のエネルギーが取り出せることなどから使用量が急増している。

しかし、化石燃料の燃焼にもなって発生する硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっているほか、二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、資源の有限性の観点からも、環境問題解決の観点からも、化石燃料使用量の削減、化石燃料に頼らないエネルギーの確保が大きな課題となっている。

#### 合併処理浄化槽

各家庭の敷地に埋設して、し尿（トイレ）と

生活雑排水（台所、風呂、洗面所等）を併せて処理する施設。

#### 家庭用エネルギー管理システム（HEMS）

住宅のエアコンや照明器具などのエネルギー消費機器と太陽光発電システムや蓄電池などの機器をネットワーク化し、居住者の快適性の向上やエネルギー消費量の削減を目的にエネルギーを管理する「ホームエネルギーマネジメントシステム」（Home Energy Management System）であり、エネルギーの見える化やエネルギー使用量を調整する制御ができるため、省エネ住宅の普及とともに普及が期待されている。

#### 環境アドバイザー

市民等が、環境保全に関する講演会や自然観察会等を催す際に、主催者の申請に応じて、市が派遣する専門的知識を有する者。講演内容等は大別して自然環境、生活環境、都市環境、広域環境の4分野。

#### 環境管理

環境への影響を未然に防止したり、環境への負荷を減らすなど、私たちの活動を適正に管理すべきとの考え方。

#### 環境基準

政府が、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの。

環境基本法やダイオキシン類対策特別措置法に基づき設定され、告示されている。

#### 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

「環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」は、持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な事項を定め、人材の育成等について一定の役割を果たしたが、その後の、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の「協働」の重要性の拡大、環境教育のさらなる充実を図る必要が高まったことから、法改正がなされ、2011（平成23）年6月15日に公布された。

#### 環境産業

環境の保全に資する新たな技術やアイデアを生み出し、または、それを活かし、自然共生、循環型社会形成、地球温暖化防止などに寄与する産業。ごみを例にすると、ごみの減量・リサイクルに携わる産業や、環境にやさしい製品を製造・販売する産業、処理技術やリサイクル技術を研究・開発する産業、地域でのごみの減量化をコンサルティングする産業などが挙げられる。

#### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

#### 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」の行動計画。

#### 環境まちづくり推進基金

市、事業者、市民が相互に協力し合い、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が健全に共生できるまちづくりの推進に資するため、2009（平成21）年6月30日に創設した基金。

#### 環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境マネジメント」または「環境管理」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」という。事業活動を環境にやさしいものに変えていくために効果的な手法であり、幅広い組織や事業者が積極的に取り組んでいくことが期待されている。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001のほか、エコステージ、KES（環境マネジメントシステムスタンダード）などがある。

## 環境優先

日常生活や事業活動において、環境の保全を優先すべきとの考え方。

## 環境ラベル

製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボル又は図形・図表を通じて購入者に伝達するもの。環境ラベルの種類は、「エコマーク」や「再生紙使用マーク」、「燃費基準達成車ステッカー」など多種多様である。環境ラベルが付いている商品は、そのラベル制度の認定基準を満たしていることを表すが、どの程度基準を満たしているかを示していないものや、実質的に基準を満たしていても環境ラベルが付いていないものもあるため、より環境に配慮しようとした場合は、その製品等について詳細に調べる必要がある。

## き

### 気候変動適応計画

気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された。気候変動の影響による被害を防止・軽減する等のため、各主体の基本的役割や、あらゆる施策に適応を組み込むことなど、七つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組が網羅的に示されている。

### 気候変動適応法

2018（平成30）年12月、気候変動に対処し、国民の生命・財産を守り、経済・社会の持続可能な発展を図るための緩和策だけでなく、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことを目的に施行された。

### 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

国連環境計画と世界気象機関によって設置された、各国の研究者が地球温暖化問題について議論を行なう公式の場。地球温暖化に関する最新の自然科学的および社会科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与えることを目的としている。概ね5～6年おきに世界中の科学者・専門家が参加・検討して評価報告書をまとめ、信頼できる科学的な知識を提供して

いる。

## く

### クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房を適温に設定し、それに応じた軽装化する夏のビジネススタイルのこと。「ビズ」はビジネスの意味で、ここでは涼しく効率的に働くことができるノーネクタイ・ノー上着といった新しいビジネススタイルの意味が盛り込まれている。

### 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）

国全体の温室効果ガスの排出量削減に向けて、政府が率先的に目標を達成するため、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定するため、2007（平成19）年5月に制定された法律。

電力や公用車の購入、ESCO事業、庁舎の設計などに関する契約を対象に、価格以外に温室効果ガス排出削減効果を考慮しながら、公正な契約を行うことを国などの責務として定めているほか、国が温室効果ガス排出削減を考慮した契約を推進するための基本方針を作成・閣議決定し、同方針に基づいた契約を進めていくこと、各省庁や独立行政法人などの長が毎会計年度終了後に、これらの契約の締結実績を環境大臣に通知するとともに公表することも規定している。

### グリーンインフラ

自然環境が有する機能や仕組みを活用した社会資本整備や土地利用の考え方。

### クリーンエネルギー自動車

クリーンエネルギー自動車とは、走行時の排出ガスが少ない、または全く出ない環境にやさしい自動車のことをいう。電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）などがある。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいも

のにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体が環境に配慮することが期待できる。

#### クリンピー応援隊

「自主的な美化活動支援制度」の愛称として、本制度の一層の普及を図るため、市民からの一般公募を募り決定した。駅前や道路などの公共空間において、年間を通じて自主的な美化活動を行う市民に対して、清掃用具等の支給や損害保険加入の支援を行っている。

## こ

#### 公益的機能

人間の生活や健全な生態系の維持などに恩恵をもたらすさまざまな働きのこと。

#### 公害防止協定

いわき市公害防止条例第12条の規定に基づき、市と公害の発生源を有する企業との間で、公害の規制基準や、生産設備の新增設時の協議義務など、主に法律等で規定されていない公害の防止に関する措置について協議し、双方合意の上で締結する協定。

#### 光化学オキシダント

工場・事業場、自動車などから発生する窒素酸化物や炭化水素系物質（主に非メタン炭化水素）が、太陽の紫外線を受けて複雑な化学反応を起こすことにより発生する。光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物などの植物への影響も観察されている。光化学スモッグ注意報は、大気中の光化学オキシダント濃度が継続的に0.12ppmを超えると判断された場合に発令される。

#### 公共下水道

市街地の下水の排除を目的に市が管理・運営をおこなっている施設。生活排水（汚水）を処理する污水管と雨水を処理する雨水管に分かれる。

#### 高効率給湯機

エネルギーの消費効率に優れた給湯器。従来の瞬間型ガス給湯器に比べて設備費は高いが、二酸化炭素排出削減量やランニングコストの面で優れている。潜熱回収型（エコジョーズ、エ

コフィール）・ガスエンジン型（エコウィル）・CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ型（エコキュート）などがある。

#### 耕作放棄地

以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地（現況が森林原野となっている土地は含めない）。

耕作放棄はさまざまな要因によって全国的に進行しているが、中でも、中山間地域では、過疎化、高齢化が進み、農業従事者の減少や集落の機能低下などにより著しい。

#### コージェネレーション

コージェネレーションシステムは、原動機等により電気と熱を供給するシステムであり、電気と廃熱を有効利用することにより、省エネルギーによる経済性向上が期待できる。また、電力負荷平準化への対応や、商用系統の停電など非常時にも電気や熱を供給することができることから、ホテルや病院など電気と熱の需要が高い施設等での導入が期待される。

#### 固定発生源

大気汚染物質を発生させる施設のうち発生位置の移動しないものであり、工場や事業場などに設置されている。

大気汚染防止法により、一定規模以上のものは届出が義務付けられている。

これに対し、自動車、船舶、航空機などは移動発生源と呼ばれる。

#### こどもエコクラブ

幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブのこと。

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としており、公益財団法人日本環境協会が運営している。

## さ

#### 最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を最終処分（埋立

処分)するのに必要な場所、設備の総体。産業廃棄物の最終処分には、廃棄物の性状に応じて安定型(廃プラスチック類等)、管理型(汚泥類等)、遮断型(有害物質の溶出が埋立処分に係る判定基準を超える廃棄物)の三つのタイプがある。

#### 再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギー。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源とする。

#### 里地里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

#### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えながら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、金属くずなど20種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準や委託基準に基づき、排出事業者が責任を持ってその適正な処理を図る必要がある。

#### 産業廃棄物管理票制度

排出事業者が処理業者に委託した産業廃棄物が委託契約書どおりに引き渡され、適正な処理が確保されているかの確認を目的とした制度。

## し

#### 事業系廃棄物

事業者が排出する廃棄物であり、発生量やその物の性質から法令で定める産業廃棄物(汚泥、廃プラスチック、金属くず等の20種類)と、これに該当しない事業系一般廃棄物に分類される。

なお、事業者とは、必ずしも営利を目的として事業を営む者のみとは限らず、地方公共団体等の公共公益事業を営む者も含まれる。

また、事業系廃棄物は、産業廃棄物か事業系

一般廃棄物かを問わず、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないと廃棄物処理法で定められている。

#### 資源管理型漁業

漁業活動を通して水産資源の特性や実態を熟知している漁業者が相互に話し合い、資源に対する過度の漁獲圧力を低減させ、地域の漁業や資源の状況に応じた禁漁期、禁漁区の設定、漁具、漁法の制限等自主的な管理を実施して、資源の再生産と有効利用を適切に図りつつ漁業経営の安定化を目指す漁業のあり方。

#### 時差通勤

通勤等の混雑を緩和するため、出勤時間を相互にずらすこと。自動車交通における渋滞時に伴う排出ガスの抑制や燃料の節約効果が期待できる。

#### 自主防災組織

災害時に迅速かつ適切な防災活動を実施することを目的とし、自治会、町内会等又は地域の活動団体で1行政区(行政嘱託員が設置される単位をいう。)1組織を原則として、その地域の実情に応じ組織されたもので、市長の認定を受けたもの。

#### 自然植生

本来その土地に生育している植生区分。

#### 自動車排出ガス測定局

交差点、道路、道路端付近など、自動車走行による排出ガスに起因する大気汚染の影響を受けやすい区域において、大気状況を常時監視するため設置される測定局。

#### 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に関する基本原則、関係主体の責務、施策の基本となる事項などを規定した法律。

本法律では、循環型社会を形成する上で対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」として一体的に捉え、その発生を抑制を図るべきこと、発生した廃棄物等についてはその有用性に着目して「循環資源」として捉え直し、その循環的な利用(再使用、再生利用及び熱回収)を図るべきことを規定している。

### 循環資源

循環型社会形成推進基本法において、「廃棄物等のうち有用なもの」として定義されている。

なお、「廃棄物等」と「循環資源」との関係については、可能性という点ではすべての「廃棄物等」が有用性を有していることにかんがみれば、「循環資源」と「廃棄物等」とは実態的には同じものであるといえる。

### 除染

放射性物質による汚染が生じた地域の生活空間において、放射線による人の被ばく線量を低減するため、放射性物質により汚染された土壌、草木、及び落枝等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置。

本計画では、福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質に対する除去等の措置をいう。

### 除染廃棄物

落ち葉、剪定枝、アスファルト等、土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物。

### 森林ボランティア活動支援事業

森林の保全を図り、森林のもつ公益的機能を高めるため、広葉樹の植栽や森林整備を自主的に行うボランティア団体の活動に対し、森林整備活動にかかる経費（苗木代、器具損料など）を補助するもの。

## す

### 水素・燃料電池ロードマップ

水素社会の実現に向けて、2014（平成26）年に策定され、2019（平成31）年3月に大幅改訂した。大幅改訂にあたって、水素社会実現に向けた産学官のアクションプランが公表され、目指すべきターゲットを新たに設定（基盤技術のスペック・コスト内訳の目標）、達成に向けて必要な取組を規定している。

### 水素基本戦略

2017（平成29）年12月に、世界に先駆けて水素社会を実現するため策定された。「水素・燃料電池戦略ロードマップ」が掲げる2030（令和12）年に向けた目標等を踏まえ、2050（令和32）年を視野に入れ、将来目指すべき姿や目標として官民が共有すべき大

きな方向性・ビジョンを示すものである。従来エネルギー（ガソリンやLNG等）と同等程度の水素コストの実現を掲げ、水素の生産から利用までの10の戦略を提示している。

### 水素社会

水素を日常の生活や産業活動で利活用する社会。国内に資源が乏しく、化石燃料に依存している日本にとって、水素は、エネルギー供給源の多様化や環境負荷の低減、非常時対応などの観点から、水素エネルギーの活用が期待されている。水素社会の実現に向けて、さまざまな要素技術の研究開発や実証事業が多くのも体によって取り組まれてきているが、技術面、コスト面、制度面、インフラ面で多くの課題が存在し、多様な技術開発や低コスト化を推進するとともに、戦略的に制度やインフラの整備を進める必要がある。

### スマートグリッド

情報通信技術によって電力供給者と消費者を結びつけることで従来の集中型電力供給システムの課題を解決することを目指す、次世代送配電システム。「賢い送電網」や「賢い送配電網」「次世代エネルギー供給網」などとも呼ばれる。

従来のような供給側から消費側への一方通行的な中央集中型の電力管理とは異なり、供給側・集中型の発電技術に加えて消費側の分散型エネルギー技術（自然エネルギー、蓄電池、エネルギー需要管理など）をインターネットなどITの最新技術を活かして取り込んでいくことで、エネルギー源の分散化、双方向化、オープン化を実現するもの。こうしたシステムを活用することによって、自然エネルギーの導入を最適かつ低コストで達成することができるとも期待されている。

### スマートコミュニティ

さまざまな需要家が参加する一定規模のコミュニティの中で、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムといった分散型エネルギーを用いつつ、IoTや蓄電池制御等の技術を活用したエネルギーマネジメントシステムを通じて、地域におけるエネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するとともに、高齢者の見守りなど他の生活支援サービスも取り込んだ新たな社会システム。

### スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。

### 3R

循環型社会を構築していくためのキーワードであり、「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

循環型社会形成推進基本法では、環境負荷をできるだけ低減するという観点から、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を（1）リデュース、（2）リユース、（3）リサイクル、（4）熱回収（サーマルリサイクル）、（5）適正処分と定めており、それぞれの詳細は次のとおり。（1）リデュース：廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース・リサイクルに優先される。事業者は、製品設計から販売にいたる全ての段階において取組が必要であり、消費者もライフスタイル全般にわたって取り組まなければならない。

（2）リユース：いったん使用された製品や部品、容器を再使用すること。製品をそのままあるいは修理して使用する製品リユース、容器等を繰り返し使用するリターナブル、製品から使用可能な部品を選別しそのままあるいは修理して再度使用する部品リユースなどがある。

（3）リサイクル（（4）熱回収）：廃棄物等を原材料として再利用すること。製品の材料としてそのまま利用するマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用するケミカルリサイクル、燃焼し熱を得るために利用するサーマルリサイクルがある。

（5）適正処分：法令で定める基準等に従い、環境にできるだけ負荷をかけずに廃棄すること。

## せ

### 生態系サービス

人間が現在の生活を維持していくために、生態系が果たしているさまざまな機能はなくてはならないものである。生態系の機能のうち、とくに人間がその恩恵を受けているものを生態系サービスと呼ぶ。

### 生態系ネットワーク

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワークを形成することが重要でず。原生的な森林生態系や希少な野生動植物を保護する観点から保護林や保護林を中心にネットワークを形成する「緑の回廊」の設定等が進められている。

### 生態系被害防止外来種

愛知目標の達成に資するとともに、国、地方自治体、事業者、NGO・NPO、国民等のさまざまな主体に対し、外来種についての関心と理解を高め、適切な行動を呼びかけることで、外来種対策の進展を図ることを目的とした「生態系被害防止外来種リスト」の掲載種。

### 生物相

特定の地域に生息・生育する生物の種類組成のこと。

日本は数千の島々からなり、気候や地形が変化に富んでいるため、固有で多彩な生物相が形成されている。

### 生物多様性

生息する生物の多様さとその生息環境の多様さを「生物多様性」という。生態系は地域の環境に合った多様な生物種が生息するほど健全であり、安定している。

### 生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として策定された法律。平成20年5月に成立し、同年6月に施行。生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定、白書の作成、国が講ずべき13の基本的施策など、国の生物多様性施策を進めるうえでの基本的な考え方が示された。また、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略の策定の努力義務などが規定されている。

### 生物多様性国家戦略2012-2020

2010（平成22）年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に向けたロードマップを示すとともに、東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すために、2012（平成24）年9月に策定された国の計画。

なお、生物多様性国家戦略とは、生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画であり、日本では、1995（平成7）年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、これまでに4度の見直しを行っている。

### 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法第13条の規定により、都道府県及び市町村が定めるよう努めなければならない、都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。

### せせらぎスクール

身近な水辺環境を見直し、水質保全への関心を一層高めるため、福島県が募集している水生生物による水質調査参加団体のこと。

### ゼロエミッション

社会を構成するさまざまな主体が相互連携することにより、廃棄物を出さない経済社会、地域社会、企業経営の実現を目指す幅広い理念であり、資源循環型社会を構築するための有効的な手段。平成6年に国連大学がゼロエミッション研究構想（ZERI：Zero Emissions Research Initiative）として提唱し、異業種産業（企業）連携により廃棄物を出さない経済社会を築くことを基本的な考え方としている。具体的には、「A社から排出された廃棄物をB社が原材料として使用し、B社から排出された廃棄物をC社が原材料として利用する」というような廃棄物の資源化を可能にする新しい産業連鎖システムを創設し、最終処分（埋立処分）される廃棄物を限りなくゼロに近づけていこうとするもの。

### た

#### 大規模大気発生源工場

ばい煙を多量に排出する工場・事業場の総称。

二酸化硫黄等について常時監視を行っている。

### 第五次環境基本計画

環境基本計画は、環境基本法に基づき、政府の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めている。第五次環境基本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画である。SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な六つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしている。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進していくこととしている。

### 代償植生

人間活動の影響によって置き換えられた植生。

### 第四次福島県環境基本計画

福島県の環境の保全・回復に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画として、平成25年3月に策定。施策展開に当たっては、新たな柱立てとして除染や災害廃棄物処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、これまで取り組んできた循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」についても更なる推進を図る。

### ち

#### 地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

#### 地域循環圏

地域の特性や循環資源の性質に応じて、最適な規模の循環圏を形成することが重要であり、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環さ

せ、地域での循環が困難なものについては循環の輪を広域化させていくという考え方。

循環の輪の大きさにより、コミュニティ循環、地域循環（複数のコミュニティや市町村）、ブロック内循環（複数の都道府県）、国内循環、国際循環などがある。

#### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する、我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。

#### 地球温暖化対策の推進に関する法律

総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、施策等について定める地球温暖化対策計画の策定や、一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者によるその排出量を報告することを義務付けた「算定・報告・公表制度」等について定めた、地球温暖化対策を推進するための法律。

#### 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする法人で、全国地球温暖化防止活動推進センターは環境大臣が、都道府県の地域地球温暖化防止活動推進センターは都道府県知事が指定する。

#### 地産地消

「地域生産地域消費」の略語で、地域で生産された農作物や水産物を、その地域で消費すること。

旬のものを新鮮なうちに食べられること、地域の伝統的食文化の維持・継承、輸送コストの削減などのメリットがあり、食料自給率の向上などの長期的な効果も期待される。

#### 窒素酸化物

窒素と酸素の反応により生成された物質の総称。燃焼過程や生物活動から発生している。大気汚染物質として重要なものは一酸化窒素と二

酸化窒素である。光化学スモッグの原因となるほか、高濃度の二酸化窒素による呼吸器への悪影響が知られている。

#### 地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務事業編）

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての自治体の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等を定めた計画の策定、及び都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特例市は、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を策定することとされている。

#### 中間処理業者

廃棄物を再生利用又は最終処分（埋立処分）するために、排出事業者から廃棄物を受け入れて、破碎、選別、脱水、中和及び焼却等の処理を行う業者のこと。

なお、中間処理業を行う業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受ける必要がある。

#### 中間処理施設

廃棄物の中間処理を行う施設。中間処理とは、廃棄物を無害化、安定化、減量化するために行う焼却、脱水、乾燥、破碎、圧縮、中和、コンクリート固形化、選別などの処理をいう。

#### 中間貯蔵施設

福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、国が責任をもって安全に集中的に貯蔵する施設として、東京電力福島第一原子力発電所を取り囲む形で、大熊町・双葉町に整備されている。

#### 中山間地域等直接支払集落協定

中山間地域などの農業生産条件が不利な地域での農業生産活動を継続するため、農業者等の間で取組内容等を取り決めたもの。市は、農業がもつ水源かん養、洪水防止等の多面的な働きを促進するため、協定を締結した集落が営農を継続できるよう支援を行っている。

#### 中小規模水力発電

水の力を利用して発電する水力発電のうち中小規模のもの。中小水力発電としての明確な規

模の定義はなく、国や機関によってその基準は異なり、10,000kW から50,000kW の間で中小水力と大規模水力の境界が定義されることが多い。

## て

### 低公害車

窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ない、または燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車。現在は、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などがある。

### テレワーク

ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。

### 電気自動車

蓄電池に蓄えた電気でモーターを回転させて走行する自動車。走行時の排出ガスがなく、走行騒音も少ないなど利点がある。エネルギー源が発電所等で作られる電気の場合でも、従来の自動車よりも二酸化炭素や窒素酸化物の排出量が少ない。

## と

### 特定外来生物

特定外来生物とは、海外起源の外来生物で、日本固有の生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める生物をいう。なお、セイタカアワダチソウやミシシippiaカミミガメなどは、外来生物ではあるが、特定外来生物には指定されていない。

## ね

### 熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、施設内の暖房・給湯、温水プールや地域暖房等に利用している例がある。

### ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実

現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

### ネットワーク型コンパクトシティ

従来の一極集中型のコンパクトシティの概念と異なり、都市内に居住や都市機能を集約（コンパクト化）した複数の拠点を設け、それらを利便性の高い公共交通等でつなぐ（ネットワーク化）ことで、将来にわたり持続可能な都市運営の実現を図る都市構造のこと。

### 燃料電池

水素と酸素の化学的な結合反応によって生じるエネルギーにより電気をつくる発電装置。すでに家庭用のエネファームや燃料電池自動車として実用化されている。燃料となる水素は、天然ガスなどを改質して作るのが一般的だが、太陽光などの再生可能エネルギーで水の電気分解をするなどして水素を作ることもでき、純水素型発電設備が実証段階にきている。

燃料電池は、エネルギー効率が高く、発電時に生じる熱で給湯や暖房も利用できることから、地球温暖化問題の解決策として期待される。

### 燃料電池自動車

燃料電池を搭載した電気自動車のこと（Fuel Cell Vehicle）。ガソリン駆動車に比べてエネルギー効率が低いのが特徴。排出されるのは水だけで、CO<sub>2</sub>やNO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>などの温室効果ガス・大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われている。FCV（Fuel Cell Vehicle）、またはFCEV（Fuel Cell Electric Vehicle）と略される。

## の

### 農業集落排水

農村集落を対象にした生活排水の集合処理施設で、市内6か所が供用済。

### ノーマイカー通勤

一人ひとりがマイカー利用による通勤を、公共交通や、自転車、徒歩、相乗りによる通勤に切り替えるようとする取組。

## は

### パリ協定

1997（平成9）年に合意された、先進各国に法的拘束力のある排出削減目標を規定する「京都議定書」の約束期間終了を見据え、新たな枠組みを構築するため、2015（平成27）年にフランス・パリで行われた第21回締約国会議（COP 21）において、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択された。「パリ協定」では、世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするなどの世界共通の長期目標が掲げられている。

## ひ

### ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

### 微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する、粒径が2.5μm以下の粒子状物質のこと。

燃料の燃焼で発生する一次粒子と、排出ガス中の化学物質が大気中で反応してできる二次粒子とがある。

粒径が小さいことから、呼吸器の奥深くまで入りやすく、ぜんそく、気管支炎などの原因となるほか、発がん性も懸念されている。

## ふ

### ふくしまグリーン復興構想

福島復興への歩みをより一層進めていくためには、福島県の自然環境の素晴らしさをより多くの人々が実感し、次の世代に引き継ぐための取組を進めていく必要があることから、環境省は、福島復興の新たなステージに向けた支援方針「福島再生・未来志向プロジェクト」の一

つとして、福島県内の自然資源活用による復興「ふくしまグリーン復興」に取り組むこととした。本構想は、福島県と環境省が共同で、ふくしまグリーン復興に関する取組の基本的な方向性を取りまとめている。

### 福島県再生可能エネルギー推進ビジョン

福島県が環境にやさしい安全で持続可能な再生可能エネルギーの導入を掲げ、2011（平成23）年3月に策定。その後、再生可能エネルギーの飛躍的な推進を復興に向けた主要施策に位置付けたことに伴い、「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現をめざし、2012（平成24）年3月に改定。再生可能エネルギーの導入目標を、「2040（令和22）年頃を目途に、県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す県を目指す」とした。

### 福島県復興計画

東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故、風評等からの復興に向けて、必要となる取組を総合的に示す計画で、2011（平成23）年12月に第1次計画が策定され、その後、復興を取り巻く情勢の変化等への対応に伴う見直しがあり、現行の第3次計画は2015（平成27）年12月に策定された。

### 福島新エネ社会構想

再生可能エネルギーの最大限の導入拡大を図るとともに、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出することを目指し、2016（平成28）年9月に策定された計画。

### 複層ガラス

動かない空気が熱を伝えにくい性質を利用して2枚のガラスの内側に空気を閉じ込めたガラス窓。断熱性能が高く、省エネ効果に優れる。

### 不法投棄監視員

いわき市不法投棄等の防止に関する要綱第3条第1項第1号に基づき設置しているものであり、不法投棄を未然に防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に市長が委嘱した者をいう。監視員の職務は、不法投棄の監視活動や市への通報、指導勧告などである。

### 不法投棄監視サポーター

いわき市不法投棄監視サポーター制度設置要綱に基づき、廃棄物の不法投棄等の監視について協力できるとして申し出があり、「不法投棄監視サポーター台帳」に登録した者をいう。市民の自発的な活動を促進し、不法投棄等の早期発見及び未然防止を図り、生活環境の保全に資するための制度であり、その活動内容は、不法投棄等に対する監視の目の強化のためのパトロールや市への通報などである。

### 分散型エネルギー

比較的小規模で、かつさまざまな地域に分散しているエネルギーの総称であり、従来の大規模・集中型エネルギーに対する相対的な概念。分散型エネルギーには、①使用する創エネルギー機器の別、②電気・熱といったエネルギー形態の別、③機器単体が、複数機器の組合せて使用するのの別など、さまざまな形態が存在する。

## ほ

### 放射性物質

放射線を放出する物質で、原子番号が同じで質量数が異なる同位元素を含む物質。カリウム40、炭素14など自然界にもともと存在するものや、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137など自然界に存在しないものもある。

### 星空観察会

星空観察という身近な方法による大気環境の調査活動を通じて、大気環境保全に関する意識を高めることを目的として、昭和63年度から当時の環境庁の事業として実施されていた。

平成25年度以降、システム運営が困難な状況になったという理由により環境省の事業は休止しているが、本市の独自事業として、現在も当該観察会を行っている。

### 保存樹木

「自然環境と美観風致の維持確保」、「潤いのある市民生活」、「緑化推進と緑化意識の啓発」、「巨木・古木を後世に残す」、これらを目的として「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て指定した樹木を保存樹木と呼ぶ。

指定基準は次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特にすぐれていること。

- ①1.5mの高さにおける幹の周囲が1.0m以上であること。
- ②高さが10m以上であること。
- ③株立ちした樹木で、高さが2.5m以上であること。
- ④はん登(つる)性樹木で、枝葉面積が25㎡以上であること。

### 保存樹林

「自然環境と美観風致の維持確保」、「潤いのある市民生活」、「緑化推進と緑化意識の啓発」、「巨木・古木を後世に残す」、これらを目的として「いわき市緑の保護及び緑の育成に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て指定した樹木の集団を保存樹林と呼ぶ。

指定基準は、次のいずれかに該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特にすぐれていること。①その集団の存する土地の面積が300㎡以上であること。②生垣をなす樹木の集団で、その生垣の長さが30m以上であること。

### ホットスポット

放射性物質を含む雨水等によって土壌等が高濃度に汚染され、周囲と比べて放射性物質が濃集している地点。

例としては、雨水等によって放射性物質が濃集しやすいくぼみや水たまり、側溝、雨樋下、雨水桝、樹木の下や近く、建物からの雨だれの跡など。

## み

### 緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなどのツル性植物を、ネットにはわせて窓の外を覆って作る自然のカーテンのこと。窓の外にはわせることにより、日射をさえぎり室温の上昇を抑えてくれる。また、葉から蒸散した水分が周りの熱を奪ってくれるので、涼しさをもたらしてくれる。

これは、エアコンの使用を控えることにつながるため、電気代の節約と地球温暖化の防止にもつながるとされている。

## や

### ヤブツバキクラス域

日本の常緑広葉樹林域は、体系上の最上級単位であるヤブツバキクラスの名をとって、ヤブツバキクラス域と呼ばれている。ヤブツバキクラス域は関東以西の標高700~800m以下で

発達し、北にいくほど高度を下げ、東北地方北部では海岸寄りに北上している。逆に南にいくほど高度は上がり、九州の霧島では1,000mが上限となる。ヤブツバキクラス域は、本州、四国、九州までの地域と、常緑植物の豊富な奄美大島以南の琉球及び小笠原の亜熱帯域に大きく2分される。

#### 有機JAS認証農産物

農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産が行われていることを登録認証機関が検査し、その結果、有機食品として認証された農産物。「有機JASマーク」がない農産物、畜産物及び加工食品に、「有機」、「オーガニック」などの名称の表示や、これと紛らわしい表示を付すことは法律で禁止されている。

#### 有機性資源

家庭内汚水、家畜排せつ物、生活生ごみ等の資源として活用可能な有機性物質。

## よ

#### 容器包装系ごみ

商品の容器及び包装（商品の容器および包装自体が有償である場合を含む）であり、商品が消費されたり、または商品と分離された場合に不要となるものをさす。容器の栓、キャップ、中仕切り、緩衝材などが該当する。

## ら

#### ライフサイクルアセスメント

原材料採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品の一生涯で、環境に与える影響を分析し、総合評価する手法。製品の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

## り

#### 立地適正化計画

平成26年の都市再生特別措置法の改正より制度化されたネットワーク型コンパクトシティの形成を推進する計画であり、都市全体の観点から作成する居住機能や医療・福祉・子育て支援・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランのこと。

#### リモート会議

Web、テレビ及び電話の会議システム等のインターネット回線や電話回線を利用して、オンライン上で会議を行う仕組みのこと。パソコンやスマートフォンを利用するものや専用の機器で接続するものなどがある。

#### 緑地協定

都市計画区域内における相当程度の土地において、良好な環境を確保するため、土地所有者全員の合意に基づき、現在ある緑地の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的に結ぶもの。協定には、樹木の種類、生垣の構造、維持管理のほか、協定違反者に対する取組などが定められている。

## いわき市環境基本計画（第三次）

---

令和3年3月

発行 いわき市生活環境部環境企画課

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地

電話 0246-22-1111（代）

0246-22-7528（直通）

市ホームページ <http://www.city.iwaki.lg.jp>

E-mail [kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp](mailto:kankyokikaku@city.iwaki.lg.jp)

---